第三十条の見出しを「（母子家庭高等職業訓練促進給付金）」に改め、同条第一項中「高等職業訓練促進給付金は」を「法第三十一条第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金（以下単に「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）は」に、「高等職業訓練促進給付金の」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金の」に改め、「として都道府県知事等が定めるもの」を削り、同条第三項中「高等職業訓練促進給付金の額」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金の額」に改め、同項第一号中「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に、「次条第三項」を「次条第四項第一号」に改め、「免除された者及び」の下に「法第三十一条に規定する」を加え、「同項」を「同号」に改め、同条第四項中「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十条の二の見出しを「（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金）」に改め、同条第三項中「高等職業訓練修了支援給付金」を「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「高等職業訓練修了支援給付金」を「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」に、「（第三項」を「（第四項」に改め、同項第一号中「第三項」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三十一条第三号に規定する政令で定める給付金は、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金とする。

第三十条の二を第二十九条とする。

第三十一条中「第二十七条から前条まで」を「前三条」に、「常用雇用転換奨励給付金、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金」を「母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」に改め、同条を第三十条とする。

第四十六条の見出しを削る。

第六章を第七章とする。

第四十五条の見出しを削り、同条第一項中「又は第三号」を「、第三号、第四号又は第六号から第八号まで」に改め、同条第二項第一号中「若しくは第三号」を「、第三号、第四号若しくは第六号から第八号まで」に、「若しくは第五号」を「から第六号まで若しくは第八号から第十一号まで」に改め、同項第二号中「又は第四十三条第三号」を「若しくは第五号又は第四十三条第三号若しくは第七号」に、「（常用雇用転換奨励給付金を除く。）」を「又は法第三十一条の十において準用する法第三十一条の規定により都道府県等が行う父子家庭自立支援給付金」に改める。

第五章を第六章とする。

第四十条中「第三十八条」を「第三十一条の七及び第三十八条」に改める。

第四十二条第一項中「の母子福祉資金貸付金」の下に「、父子福祉資金貸付金」を加え、同項第一号中「母子福祉資金貸付金」の下に「、父子福祉資金貸付金」を加え、同項第二号中「貸付金の財源」を「福祉資金貸付金の財源」に改める。

第四章を第五章とする。

第三十二条の見出しを「（法第三十二条第一項第四号に規定する政令で定める資金）」に改め、同条中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第四号」を「第三十二条第一項第四号」に改め、同条第一号中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改め、同条第三号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第三号」を「第三十二条第一項第三号」に改め、「又は寡婦が医療若しくは介護を受けている期間」を削り、同条第八号中「寡婦等が扶養している二十歳以上である子等」を「寡婦の被扶養者」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を削り、同条第六号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　法第三十二条第一項に規定する寡婦の被扶養者（以下単に「寡婦の被扶養者」という。）の高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校への入学又は法第三十二条第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「修業施設」という。）への入所に際し必要な資金

第三十二条第五号中「（住宅を建設し、又は購入する場合にあつては、当該住宅の用に供する土地又は借地権を取得するのに必要な資金を含む。）」を削り、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　寡婦が医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金

第三十三条の見出しを「（寡婦の被扶養者に対する寡婦福祉資金の貸付け）」に改め、同条第一項中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第三項」を「第三十二条第二項」に改め、同項第一号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に改め、同項第二号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第三号」を「第三十二条第一項第三号」に、「寡婦等が扶養している二十歳以上である子等」を「寡婦の被扶養者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第三十二条第二項の規定により寡婦の被扶養者に前項に規定する資金を貸し付けることができるのは、当該資金の貸付けを受けていた寡婦の死亡の際当該寡婦の被扶養者が次の各号のいずれかに該当する場合（生存している父のうちに次の各号の事情のいずれにも該当しない者がある場合を除き、当該資金の貸付けに係る第三十七条第四項の保証人がある場合にあつては、その同意があつたときに限る。）とする。

一　父と死別していること。

二　父の生死が明らかでないこと。

三　父から遺棄されていること。

四　父が海外にあるためその扶養を受けることができないこと。

五　父が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つているためその扶養を受けることができないこと。

六　父が法令により長期にわたつて拘禁されているためその扶養を受けることができないこと。

第三十四条の見出しを「（法第三十二条第三項に規定する政令で定める収入の基準等）」に改め、同条第一項中「第三十二条第二項」を「第三十二条第三項」に改め、「当該寡婦の収入が」及び「を超える場合」を削り、「所得とする。」を「所得」に、「額が」を「額について」に改め、同条第四項中「第三十二条第二項ただし書」を「第三十二条第三項ただし書」に改める。

第三十五条の見出しを「（貸付けの対象となる母子・父子福祉団体の事業）」に改め、同条中「第六条第二項の規定は、法第三十二条第三項」を「第六条第一項の規定は法第三十二条第四項に規定する政令で定める事業について、第六条第二項の規定は法第三十二条第四項」に改め、「ついて」の下に「、それぞれ」を加え、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を「同号に掲げる者」に改める。

第三十六条中「第三十二条第五項」を「第三十二条第六項」に、「それぞれ当該」を「当該」に改め、同条第一号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「事業開始資金」を「寡婦事業開始資金」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条第二号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「事業継続資金」を「寡婦事業継続資金」に改め、同条第三号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に、「修学資金」を「寡婦修学資金」に、「修学資金の」を「寡婦修学資金の」に改め、同号イ中「二十歳以上である子等」を「寡婦の被扶養者」に、「修学資金」を「寡婦修学資金」に、「寡婦等」を「寡婦」に改め、同号ロ及びハ中「二十歳以上である子等」を「寡婦の被扶養者」に、「修学資金」を「寡婦修学資金」に改め、同条第四号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第三号」を「第三十二条第一項第三号」に、「技能習得資金」を「寡婦技能習得資金」に改め、同条第五号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第三号」を「第三十二条第一項第三号」に、